

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書

昭和52年 6月 2日 承認	平成10年 4月 21日 変更承認
昭和54年 8月 21日 変更承認	平成11年 11月 15日 変更承認
昭和55年 5月 28日 変更承認	平成15年 1月 22日 変更承認
昭和56年 9月 8日 変更承認	平成15年 12月 24日 変更承認
昭和57年 4月 26日 変更承認	平成17年 1月 26日 変更承認
昭和58年 5月 31日 変更承認	平成20年 1月 21日 変更承認
昭和59年 5月 10日 変更承認	平成20年 10月 31日 変更承認
昭和60年 6月 25日 変更承認	平成22年 9月 17日 変更承認
昭和62年 7月 1日 変更承認	平成23年 5月 17日 変更承認
平成 3年 6月 14日 変更承認	平成25年 8月 8日 変更承認
平成 4年 5月 15日 変更承認	平成26年 7月 28日 変更承認
平成 5年 5月 25日 変更承認	平成27年 1月 26日 変更承認
平成 6年 7月 8日 変更承認	平成30年 8月 30日 変更承認
平成 8年 5月 24日 変更承認	平成30年 12月 18日 変更承認
平成 9年 4月 10日 変更承認	

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この業務方法書は、公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会（以下「協会」という。）定款第 3 条の規定に基づき、協会が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の方針)

第 2 条 協会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を公平かつ能率的に運営するものとする。

(業 務)

第 3 条 協会は、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書実施細則（以下「実施細則」という。）に掲げる対象特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象特定野菜等（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和51年10月1日付51食流第5508号農林事務次官依命通知）の定めるところにより県知事の選定した対象産地の区域内で生産されるものに限る。以下同じ。）の出荷に関し特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第 3 の 3 の（3）に規定する共同出荷組織（以下単に「共同出荷組織」という。）との間に直接又は間接の委託関係（共同出荷組織に対してされた区域内対象特定野菜等の出荷の委託（共同出荷組織に対して、区域内対象特定野菜等の出荷を委託した者に対してされた当該区域内対象特定野菜等の出荷の委託及び当該区域内対象特定野菜等につき順次された出荷の委託を含む。以下同じ。）によるものをいう。）にある生産者又は実施要領第 3 の 3 の（4）に規定する相当規模生産者がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、当該共同出荷組織に対して価格差補給交付金を、当該相当規模生産者に価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）を交付する事業（以下「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」という。）を行う。

(対象市場群)

第 4 条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る対象市場群は、実施細則に掲げる対象特定野菜等ごとに、これらの表の対象市場群の欄に掲げるとおりとする。

(対象出荷期間)

第 5 条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る対象出荷期間は、実施細則に掲げる対象特定野菜等ごとに、これらの表の対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。

(業務対象年間)

第6条 協会は、実施細則に掲げる対象特定野菜等、対象市場群及び対象出荷期間により定まるこれらの表に掲げる業務対象年間について業務を行うものとする。

- 2 協会は、価格差補給交付金等の交付に充てるための準備金（以下「交付準備金」という。）が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合、その他やむを得ないと認められる場合には、県知事の承認を得てこれを短縮することができる。

第2章 価格差補給交付金及び補給金の交付

(価格差補給交付金等の交付に関する申込み)

第7条 共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）は、実施細則に掲げる業務区分（以下単に「業務区分」という。）ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の前日までに別記様式第1号の申込書により申込みものとする。この場合において、共同出荷組織等は実施細則別表1の(1)の業務区分に係る対象特定野菜等（以下「特定野菜」という。）にあつては最低基準額の11分の9に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例45」という。）、最低基準額の11分の10に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例50」という。）又は最低基準額の11分の12に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例60」という。）の締結を申込みことができるものとする。また、実施細則別表1の(2)の業務区分に係る対象特定野菜等（以下「指定野菜」という。）にあつては最低基準額の6分の5に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例50」という。）、最低基準額の12分の11に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例55」という。）、最低基準額の12分の13に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例65」という。）又は最低基準額の6分の7に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例70」という。）の締結を申込みことができるものとする。

- 2 協会は、前項の規定による申込を承諾したときは、遅滞なくその旨を当該共同出荷組織等に通知するものとする。

(負担金)

第8条 協会は、前条第2項の規定により共同出荷組織等に通知したときは、当該共同出荷組織等に負担金を負担させるものとする。

- 2 前項の負担金の額は、業務区分ごとに特定野菜の資金造成単価（特例45にあつてはこの額の5分の7に相当する額、特例50にあつてはこの額の5分の6に相当する額、特例60にあつてはこの額の5分の4に相当する額）、指定野菜の資金造成単価（特例50にあつてはこの額の3分の4に相当する額、特例55にあつてはこの額の6分の7に相当する額、特例65にあつてはこの額の6分の5に相当する額、特例70にあつてはこの額の3分の2に相当する額）に前条第1項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に、特定野菜にあつては3分の1、ただし、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーについては4分の1、指定野菜にあつては4分の1を乗じて得た額とする。

ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において交付準備金に残額があつた業務区分について負担金を納入した共同出荷組織等に係る負担金の額は、この額から会長が県知

事の承認を受けて定める額を控除した額とする。

3 共同出荷組織等は、負担金の金額をこの価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間開始の日の前日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までに納入するものとする。

4 協会は、第1項の規定により共同出荷組織等に負担金を負担させるときは、当該共同出荷組織等に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。
(交付予約数量の増加)

第9条 第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第2号の申込書を提出して、その通知に係る同条第1項の申込書に記載した交付予約数量の増加を申込みすることができる。

2 前2条の規定は前項の申込みについて準用する。この場合において、第7条第1項中「価格差補給交付金等を受けるべき旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年」とあるのは、「第9条第1項の規定により増加の申込みをした交付予約数量の増加分について価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年」と、前条第2項中「前条第1項の申込書に記載した交付予約数量」とあるのは、「第9条第2項において準用する前条第1項の申込書に記載した交付予約数量の増加分」と読み替えるものとする。

(交付予約数量の減少又は解約)

第10条 第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係成立（成立する見込みを含む）に係る、交付予約数量の減少又は解約を申込みすることができる。

2 前項の申込み期限は、業務区分ごとに、交付予約数量の減少又は解約をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日までに申込みものとする。第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第3号の申込書を提出して、その通知に係る同条第1項の申込書に記載した交付予約数量の減少又は解約を申込みすることができる。

(延滞金)

第11条 協会は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限までに支払わない場合には、当該納入期限の翌日からその納入を終了する日の前日までの日数より年利1.475%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第12条 共同出荷組織等は、協会に納入すべき負担金について相殺をもって協会に対抗することができない。

(負担金の返戻)

第13条 協会は、業務対象年間の期間内においては、当該業務区分に係る負担金を共同出荷組織等に対し返戻しないものとする。

2 第6条第1項に定める業務対象年間の終了又は短縮に伴い、新たに開始する業務対象年間に係る交付予約数量若しくは資金造成単価等が、その直前の業務対象年間に係る交付予約数量若しくは資金造成単価等を下回り資金造成額が減じる場合は、共同出荷組織等から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

なお、第10条第2項の交付予約数量の減少又は解約が成立した場合は、前項の規定にかかわらず、共同出荷組織等から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

(価格差補給交付金等を交付する場合)

第14条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに第7条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織等が、生産者の委託を受けて、又は直接に当該対象出荷期間に当該対象市場

群に出荷した当該対象特定野菜等（協会が別に定める規格に適合するものに限る。以下同じ。）の旬別の加重平均販売価額に相当する額（以下「旬別平均販売価額」という。）が実施細則に掲げる保証基準額（以下「保証基準額」という。）を下回った場合に共同出荷組織等に対して行うものとする。

- 2 旬別平均販売価額の算定に当たっては、毎月1日から10日まで、11日から20日まで及び21日から31日（その月の末日が28日である月については28日、その月の末日が29日である月については29日、その月の末日が30日である月については30日）までをそれぞれ1旬として計算するものとする。

ただし、対象出荷期間に属する日の数が7日未満である旬の当該対象出荷期間に属する日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとする。

（価格差補給交付金等の金額）

第15条 対象特定野菜等についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに旬別の価格差補給交付金等の単価に、当該共同出荷組織等が、生産者の委託を受けて、又は直接に当該旬別の価格差補給交付金等の単価に対応する期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量から、第3項に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量（その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量）を乗じて得た金額の合計額とする。

- 2 前項の旬別の価格差補給交付金等の単価は、業務区分ごとに、保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が実施細則に掲げる最低基準額（特定野菜において、特例45にあつてはこの額の11分の9に相当する額、特例50にあつてはこの額の11分の10に相当する額、特例60にあつてはこの額の11分の12に相当する額、指定野菜において、特例50にあつてはこの額の6分の5に相当する額、特例55にあつてはこの額の12分の11に相当する額、特例65にあつてはこの額の12分の13に相当する額、特例70にあつてはこの額の6分の7に相当する額）を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額とする。

- 3 第1項に規定する価格差補給交付金等の交付の対象としない数量とは、次のとおりとする。
 - （1）共同出荷組織にあつては、委託生産者が共同出荷組織に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業（以下この条において「事業」という。）を利用しない期間における出荷を委託した数量。
 - （2）相当規模生産者にあつては、当該相当規模生産者が協会に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量（相当規模生産者が、特定相当規模生産者であつて、その一部の構成員が事業を利用しない場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量に限る）。

（出荷数量及び販売価額の認定）

第16条 共同出荷組織等は、対象市場群の卸売業者から、その発行する仕切書若しくは買付計算書又は電子計算機で作成された仕切書若しくは買付計算書に替わる書類を受領したときは、その受領した日から10日以内にその写しを協会に提出するものとする。

- 2 協会は、前項の規定により提出された仕切書若しくは買付計算書又は電子計算機で作成された仕切書若しくは買付計算書に替わる書類の写しに基づき、前2条の場合における対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額を認定するものとする。

（旬別平均販売価額の通知）

第17条 協会は、業務区分ごとに、当該対象出荷期間の終了後遅滞なく、対象特定野菜等の出荷数量、旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等を算定し、その結果を関係共同出荷組織

等及び県知事に通知しなければならない。

(価格差補給交付金等の交付申請)

第18条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から10日以内に、別記様式第4号の交付申請書により申請するものとする。

(価格差補給交付金等の一部交付等)

第19条 協会は、共同出荷組織等が次の各号の一に該当する場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 故意又は過失により第7条第1項の申込書に不実の記載をしたとき。
- (2) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき。
- (3) 仕切書の改ざんを行い、又は行わせたとき。
- (4) 交付を受けた価格差補給交付金等について補給金の交付を怠ったとき。

(補給金の交付)

第20条 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第15条第1項の委託に係る生産者に対して(生産者の直接委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して)、その委託に係る対象特定野菜等の数量を基礎として、補給金を交付しなければならない。

2 共同出荷組織は、補給金の交付を終了したときは、遅滞なく別記様式第5号の報告書により、その交付の結果を協会に報告しなければならない。

3 相当規模生産者は、補給金を受領したときは、遅滞なく別記様式第5号の報告書により協会に報告しなければならない。

(価格差補給交付金等の削減)

第21条 協会は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が実施細則の資金造成単価の欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額(既に価格差補給交付金等を交付した場合には、この額からその交付した価格差補給交付金等のうち交付準備金を財源として交付した額に相当する額の合計額を差し引いて得た額)を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

2 協会は、共同出荷組織等と特例45、特例50又は特例55(キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん又は秋冬はくさいに定める野菜を対象特定野菜等とする場合を除く。)の契約の締結を行っている場合であって、当該対象出荷期間中において、当該共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は当該相当規模生産者が直接に、対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量が、業務区分ごとに、知事の承認を受けた供給計画の出荷数量との差の数量の当該供給計画に対する割合が5分の1以上である場合には、価格差補給交付金等の単価については、次の(1)又は(2)の額を上回ることができない。

(1) 特定野菜事業において、特例45の締結を行っている場合にあつては実施細則別表1の(1)の資金造成単価の7分の5、特例50の締結を行っている場合にあつては実施細則別表1の(1)の資金造成単価の6分の5

(2) 指定野菜事業において、特例50の締結を行っている場合にあつては、実施細則別表1の(2)の資金造成単価の4分の3(キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいを対象特定野菜等とする場合にあつてはこの単価の8分の7)、特例55の締結を行っている場合(キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいを対象特定野菜等とする場合を除く。)にあつては実施細則別表1の(2)の資金造成単価の7分の6

(交付準備金)

第22条 協会は、業務区分ごとに、第8条第1項の規定により共同出荷組織等から徴する負担金及び県その他の共同出荷組織等以外の者から価格差補給交付金等の交付に充てることを条

件として交付された金銭を交付準備金として積み立てるものとする。

- 2 交付準備金は、価格差補給交付金の交付に充てる場合及び交付準備金を返戻する場合を除き、これを処分してはならない。
- 3 交付準備金の運用により生じた利益は、交付準備金等に繰入れることができるものとする。

第3章 雑 則

(資金の管理)

第23条 資金は、業務区分ごとの勘定に区分して経理するものとする。

- 2 業務区分ごとの勘定においては、業務区分ごとに共同出荷組織等の納付した負担金、価格差補給交付金等に充てるものとして受け入れた金銭を経理する。
- 3 交付準備金の運用により生じた利益は、単年度中は、交付準備金運用益で管理し、次年度に特別積立金として管理する。この場合、交付準備金運用益の額を、県及び共同出荷組織等に配分して管理するものとする。

(報告の徴収)

第24条 協会は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等から対象特定野菜等の生産出荷状況、その他必要な事項について報告を徴することができる。

(業務方法書の変更及び細則の制定)

第25条 協会は、この業務方法書を変更しようとする場合は、あらかじめ理事会の承認を経て、知事の承認を得るものとする。

- 2 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、細則を定めることができる。
- 3 協会は、この細則を変更しようとする場合は、あらかじめ会長の承認を経て、知事の承認を得るものとする。

附 則

(昭和52年6月2日付け指令第3227号)

- 1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、昭和52年4月1日から適用する。

(昭和52年8月21日付け指令第4911号)

- 1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、昭和54年4月1日から適用する。

(昭和55年5月28日付け指令第3127号)

- 1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、昭和55年4月1日から適用する。

(昭和56年9月8日付け指令第4002号)

- 1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、昭和56年4月1日から適用する。

(昭和57年4月26日付け指令第2954号)

- 1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、昭和57年4月1日から適用する。

(昭和58年5月31日付け指令第2655号)

- 1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、昭和58年4月1日から適用する。

(昭和59年5月10日付け青畑園第108号)

- 1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、昭和59年4月1日から適用する。

(昭和60年6月25日付け青畑園第124号)

- 1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、昭和60年4月1日から適用する。

(昭和62年7月1日付け青畑園第118号)

- 1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、昭和62年4月1日から適用する。

(平成3年6月14日付け青畑園第92号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成3年4月1日から適用する。

(平成4年5月15日付け青畑園第44号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成4年4月1日から適用する。

(平成5年5月25日付け青畑園第115号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成5年4月1日から適用する。

(平成6年7月8日付け青畑園第202号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成6年4月1日から適用する。

(平成8年5月24日付け青畑園第111号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成8年4月1日から適用する。

(平成9年4月10日付け青畑園第27号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成9年4月1日から適用する。

(平成10年4月21日付け青畑園第58号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成10年4月1日から適用する。

(平成11年11月15日付け青畑園第336号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成11年4月1日から適用する。

(平成15年1月22日付け青農園第619号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成14年10月1日から適用する。

(平成15年12月24日付け青農園第540号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成15年10月1日から適用する。

2 施行日において、業務方法書第7条第1項の規定による申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、同規定に係わらず平成15年4月16日とする。

3 施行日において、業務方法書第8条第3項の規定による負担金納入期限がすでに経過している業務区分に係る負担金納入期限は、同規定に係わらず平成15年5月1日とする。

(平成17年1月26日付け青農園第393号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成16年4月1日から適用する。

2 施行日において、業務方法書第7条第1項の規定による申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、同規定に係わらず平成16年4月16日とする。

3 施行日において、業務方法書第8条第3項の規定による負担金納入期限がすでに経過している業務区分に係る負担金納入期限は、同規定に係わらず平成16年5月1日とする。

(平成20年1月21日付け青農園第369号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、契約締結期限が平成19年9月1日以降の業務区分から適用する。

(平成20年10月31日付け青農園第337号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成20年4月1日から適用する。

(平成22年9月17日付け青農園第289号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成22年4月1日から適用する。

(平成23年5月17日付け青農園第135号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成23年4月1日から適用する。

(平成25年8月8日付け青農園第214号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成25年5月1日から適用する。

(平成26年7月28日付け青農園第174号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年1月26日付け青農園第448号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成26年4月1日から適用する。

(平成30年8月30日付け青農園第198号)

- 1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成30年10月1日から適用する。

(平成30年12月18日付け青農園第384号)

- 1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成30年12月18日から適用する。

特定野菜等価格差補給交付金等交付申込書

年 月 日

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会
会長理事 殿

貴協会の業務方法書を承知の上、1に掲げる業務区分に係る2に掲げる数量の対象特定野菜等について価格差補給交付金等の交付を受けたいので、申し込みます。

申込者
住 所
共同出荷組織等
代 表 者 印

1. 業務区分

- (1) 対象特定野菜等 _____
- (2) 対象市場群 _____ ブロック
- (3) 対象出荷期間 _____ 月から _____ 月まで

2. 交付予約数量 _____ t

3. 申請者を通じて出荷された共同出荷組織等における過去3年間の1の(1)の対象特定野菜等1の(2)の対象市場群への月別出荷数量

(単位：t)

月 \ 年度	年度	年度	年度	年度
計				

4. 補給金交付予定経路 本協会→対象出荷団体→生産者

特定野菜等価格差補給交付金等交付予約数量増加申込書

年 月 日

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会

会長理事

殿

貴協会の業務方法書を承知の上、1に掲げる業務区分に係る2に掲げる数量の対象特定野菜等について交付予約数量を増加したいので、申し込みます。

申込者

住 所

共同出荷組織等

代 表 者

印

1. 業務区分

(1) 対象特定野菜等

(2) 対象市場群

_____ ブロック

(3) 対象出荷期間

_____ 月から _____ 月まで

2. 交付予約数量

_____ t

3. 増加の理由

4. 増加後の交付予約数量

_____ t

5. 申請者を通じて出荷された共同出荷組織等における過去3年間の1の(1)の対象特定野菜等1の(2)の対象市場群への月別出荷数量

(単位：t)

月 \ 年度	年度	年度	年度	年度
計				

6. 補給金等交付予定経路

本協会→対象出荷団体→生産者

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付予約数量減少
(又は交付に関する契約の解約) 申込書

発第 号
年 月 日

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会
会長理事 殿

申込者
住 所
共同出荷組織等
代 表 者 印

価格差補給交付金等交付申込書に基づく申込みの承諾により成立した契約について、貴協会の業務方法書第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者が農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであるため、貴協会の業務方法書第10条に基づき、下記の業務区分に係る交付予約数量を次のとおり減少（又は契約に関して解約）したいので申し込みます。

記

1. 業務区分

- ① 対象特定野菜等
- ② 対象市場群
- ③ 対象出荷期間

2. 交付予約数量

- ① 既申込みの交付予約数量 トン
- ② 交付予約数量の減少（又は解約）数量 トン
- ③ 減少（又は解約）後の交付予約数量（①－②） トン

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付申請書

発第 号
年 月 日

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会
会長理事 殿

申請者
住 所
共同出荷組織等
代 表 者 印

貴協会の業務方法書第18条の規定により下記のとおり価格差補給交付金等の交付を申請いたします。

記

1. 価格差補給交付金等申請額 _____ 円

2. 業務区分

- (1) 対象特定野菜等 _____
- (2) 対象市場群 _____ ブロック
- (3) 対象出荷期間 _____ 年 月 日から同(又は翌)年 月 日まで

(単価: kg、円銭)

月・旬	対象出荷期間 の 出荷計画数量	同出荷実績	左欄のうち第15条 第1項の出荷数量	第15条第1項の規定 に基づき配分された 旬別交付予約数量	旬 別 交付金 単 価
	上				
	中				
	下				
	計				
	上				
	中				
	下				
	計				
	上				
	中				
	下				
	計				
	上				
	中				
	下				
	計				
合計					

3. 委託生産者数 _____ 人

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業補給金等交付報告書

発第 号
年 月 日

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会
会長理事 殿

住 所
共同出荷組織等
代 表 者

印

下記のとおり補給金等を交付しましたので報告します。

記

1. 業務区分

- (1) 対象特定野菜等 _____
(2) 対象市場群 _____ ブロック
(3) 対象出荷期間 _____ 年 月 日から同(又は翌)年 月 日まで

2. 価格差補給交付金等の受領額 _____ 円

3. 生産者に対する補給金等の交付済み額 _____ 円

4. 交付経過

価格差補給交付金等受領年月日	対象産地名	共同出荷組織名	生産者に対する補給金等交付額	補給金等対象生産者数	補給金等交付終了年月日(注)

注：生産者に対して補給金等の交付が終了した年月日

5. 添付資料

- (1) 生産者への送金通知書の写し、またはJA内部の振替伝票の写し

